

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	38	担当課	障がい福祉課
法令名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例	根拠条項	第十七条	不利益処分の種類	年金等の返還	
<p>(年金等の返還)</p> <p>第17条 知事は、偽りその他不正の手段により、年金又は弔慰金の支給を受けていた者があるときは、その者にすでに支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。</p>						